

『緊急事態宣言』解除後の段階的緩和について

4月17日に全国で発令された『緊急事態宣言』は5月25日に、北海道も含めて全面解除となりました。北海道は、5月29日に基本方針を策定し、これまで行ってきた自粛要請の解除を段階的に進めていくことになりましたので、ご紹介いたします。

	項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
			6/1~6/18	6/19~7/9	7/10~7/31	8/1~
6月以降の段階的緩和	外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	『北海道スタイル』の実践による感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践等)		
		接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
		他都府県との不要不急の往来				
		札幌との不要不急の往来				
使用施設の制限等		業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	全ての施設の休業要請について、 6月1日午前0時から解除 『北海道スタイル』の準備が整った施設から順次再開		
		接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
イベント制限等		屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	全て 収容率50%
		屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	全て 十分な間隔

※1) 感染拡大の兆しが見られる場合は、再度の対応を検討することになっております。

※2) 『北海道スタイル』とは、①道民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルを変革し、②北海道に関わるすべての方々の知恵を集め、感染症対策の取組を可視化し、道民と事業者が連携しながら、北海道全体で感染リスクを低減させ、③事業継続やビジネスチャンス拡大につなげていく、取り組みです。

2次補正予算に盛り込まれる経済対策等の内容（抜粋）

新型コロナウイルス対応に伴う経済対策等を盛り込んだ2020年度2次補正予算案が5月27日に閣議決定し、国会審議に付されます。成立後、下記の支援策等の手続きが開始される予定です。

<p>1. 家賃支援給付金</p> <p>5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。</p>
<p>2. 雇用調整助成金の抜本的拡充</p> <p>9月まで雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円まで引き上げる。同時に雇用等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長する。</p>
<p>3. 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業（資本性ローン）</p> <p>企業の財務基盤を強化する狙いで、出資や債権買い取りなどを実施。具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業などに対し、日本政策金融公庫および商工組合中央金庫が長期間、元本を返済する必要のない資本性劣後ローンを供給する。</p> <p>・貸付限度額：7億2000万円 ・貸付期間：5年1カ月、10年、20年（期限一括償還）</p>